

議会中継運営事業指名業者選定審査会運営要領

1 趣旨

この要領は、議会中継運営事業指名業者選定審査会設置要綱（以下「要綱」という。）に基づき、審査会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 業者選定の時期

業者の選定の時期は、業者の選定を必要とする業務の賃貸借契約の施行決定後に行うものとする。

3 業者の選定

(1) 業者の選定に当たっては、原則として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の12第1項の規定により選定するものとし、次に掲げる事項に留意しなければならない。

ア 経営及び信用の状況

イ 契約に関し不誠実な行為の有無

ウ 手持ち業務の状況

エ 業務内容の技術的適性

オ 当該業務に関する実績

カ 業務内容に関する実績

キ その他執行に必要な事項

(2) 業者の選定に当たっては、市内業者育成の観点から市内業者を特に考慮するものとする。ただし、その業務内容が技術的難度の高い場合等市内業者で処理できない場合においては、市内に支店又は営業所を有する準市内業者及び市外業者を選定できるものとする。

(3) 業者の選定に当たっては、議会中継運営事業がCHAINS（千葉市庁内LAN）の既存設備を使用することから、当該設備に熟知している業者より選定するものとする。

4 審査会議案の作成等

会議に付する議案は、議会事務局調査課において必要部数を作成し、委員に配布するものとし、会議終了後直ちに回収するものとする。

5 準用等

(1) 指名業者選定業者数及び適用の範囲については、千葉市契約規則による。

(2) 指名停止の取扱については、「千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領」（昭和60年8月1日施行）に準ずる。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。